

平成28年 決算特別委員会質疑（平成28年10月14日）

◆北山委員 ちとせの未来を創る会、北山でございます。

通告に従いまして、質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
す。

それでは、大項目の1、歳入について、中項目1、不納欠損処分についてお伺いをいたします。

不納欠損は、自治体の債権を放棄するという行為でございますので、少しでも少ないほうが望ましいわけですけれども、中には、やむを得ない理由に該当するものもあろうかと思っておりますので、その取り扱い等について、幾つかお伺いをしていきたいと思っております。

まず、市税の不納欠損処分についてお伺いをいたします。

市税など、いわゆる公債権の不納欠損事由につきましては、地方自治法第236条第1項に規定されるところで、金銭債権の5年消滅時効に該当するものが多いものというふうに推察をするところですが、平成27年度の決算説明書のほうを見ますと、83ページに、現年課税分として、個人市民税が30万9,471円、固定資産税が7,222万2,971円、軽自動車税で1万617円、都市計画税で17万6,220円が計上されております。

昨日の神田委員の質疑と若干かぶるところもございますけれども、今般、これら現年課税分の不納欠損が生じた理由について、それぞれお示しをいただきたいと思えます。

◎牧野総務部長 お尋ねが税に関するものですので、滞納処分の執行停止については、地方税法の規定で御説明いたします。

税の未納額を不納欠損とするには、滞納処分の執行停止というのが前提となっております。滞納者が、財産、生活困窮、所在不明の3つの要件のいずれかに該当する場合は、滞納処分の執行停止をすることができますが、その執行の停止が3年間継続したとき、あるいは、明らかに徴収することが不可能である場合は、即時消滅ということになっております。

お尋ねは、現年課税分ですので、いずれも即時消滅させたものであります。

税目別に、具体的な理由をお示しいたしますと、まず、個人市民税の30万9,471円につきましては、合計で4件あります。滞納者が死亡し、相続人もいない場合が1件、外国人就労者等が滞納したままで帰国してしまい、将来、日本に来訪する見込みがない場合が3件であります。

次に、固定資産税と都市計画税、合計で申し上げますと7,239万9,191円は、件数としては19件になっております。滞納者が死亡し、相続人もいない場合が1件、滞納している法人が廃業し、事実上、事業の再開が見込まれない場

合が18件であります。

軽自動車税の1万617円の内訳といたしましては、滞納者が死亡し、相続人もいない場合が1件、滞納している法人が廃業し、事実上、事業の再開が見込まれない場合が1件であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

それでは、次に、同じく87ページでございます保育所保護者負担金の399万8,960円、及び、学童クラブ保護者負担金の31万7,180円の主たる理由と手続についてお伺いをいたします。

◎原保健福祉部長 お答え申し上げます。

私のほうからは、保育所と学童クラブの関係についてお答えします。

初めに、不納欠損の金額と内訳であります。保育所保護者負担金につきましては、平成27年度の不納欠損処分件数が42件、金額が399万8,960円です。

また、学童クラブ保護者負担金につきましては、平成27年度の不納欠損処分件数が15件、金額が31万7,180円です。

いずれの負担金につきましても、5年間の時効到来による不納欠損であります。

次に、滞納処分に係る手続につきましては、保育所保護者負担金及び学童クラ

ブ保護者負担金ともに、滞納者に対して、督促状の送付を初めとして、文書や電話による催告、面談による納付相談、納付誓約書の提出による分割納付、夜間の電話督促、コンビニ納付や口座振替の勧奨などを行いまして、未収金の収納に努めているところであります。

以上であります。

◆北山委員 次に、この不納欠損が生じた2つの負担金それぞれの債権区分と根拠法令等について、お示しをいただきたいと思ひます。

◎原保健福祉部長 お答えいたします。

保育所保護者負担金につきましては、地方自治法第231条の3及び児童福祉法第56条の規定によりまして、地方税の滞納処分の例により処分することができる強制徴収公債権となっております。

また、学童クラブ保護者負担金につきましては、公の施設の使用料であり、法令に強制徴収の規定がないことから、非強制徴収公債権となっております。

なお、石狩管内の他市におきましても、札幌市を除きまして、本市と同様の取り扱いをしているところであります。

以上であります。

◆北山委員 今の御答弁で、保育所保護者負担金につきましては、強制徴収の対象となる公債権とのことではありますが、過去に、この強制徴収を執行した事例は

ございますでしょうか。

◎原保健福祉部長 保育所保護者負担金につきましては、強制徴収公債権に区分されますことから、強制徴収が可能であります。これまで、滞納者に、給与等の差し押さえを前提とした催告書の送付を行ったことはあるものの、面談等により、納付誓約を交わしたり、一部納付となる場合もあったことから、実際に強制徴収を行ったケースはございません。

以上であります。

◆北山委員 わかりました。

それでは、続きまして、公営企業会計のほうに移ります。

公営企業会計決算書の中から、33ページに記載がございます水道料金の不納欠損額の430万1,462円と、同じく91ページで、下水道使用料における366万6,420円の不納欠損処分についてですけれども、水道料金につきましては、民法の規定が適用される私債権で、下水道使用料につきましては、地方自治法第236条第1項の適用を受ける公債権に該当するものと理解をしております。ところでありますが、平成27年度の公営企業会計決算書を見ますと、それぞれに、今申し上げた金額の不納欠損処分を行っております。

水道を利用すれば、その汚水を下水道に流すのが当たり前でありまして、我々市民は、通常、それぞれの料金の取り扱いに差があることを意識するということ

は、まずないわけですが、一方で、滞納が生じる場合には、恐らく、水道と下水道の両方がセットで起きてくるというケースが多分にあるものというふうに考えております。

そこで、債権の性質が違う水道料金と下水道使用料で、滞納から不納欠損に至るタイミングとそのプロセスを、具体的に御説明をいただきたいというふうに思います。

◎大矢水道局長 御質問にありますとおり、水道料金と下水道使用料につきましては、債権の性質が異なりますので、まず、その内容から説明いたします。

以前は、水道料金と下水道使用料ともに公法上の債権、地方自治法第225条の規定に基づく公の施設の使用料とし、消滅時効期間は5年として処理しておりましたが、水道料金につきましては、平成15年10月に、料金の消滅時効期間を争った水道料金請求事件に係る判決が最高裁で出されまして、水道供給契約によって供給される水は、民法第173条第1号に規定する生産者、卸売商人または小売商人が売却した産物または商品に含まれることから、その消滅時効期間は、同法同条の規定により、2年と解すべきとされ、私法上の債権に位置づけられたところであります。

公債権である下水道使用料につきましては、時効の援用を要せず、消滅時効期間の5年が満了した時点で債権は消滅いたしますが、私債権である水道料金に

つきましては、時効の援用、つまり、債務者による時効の意思表示が必要であり、ただ単に、時効期間の2年が経過しただけでは、債権は消滅しないことになっております。

不納欠損処分につきましては、千歳市公営企業会計規程及び水道料金等滞納整理事務手続要綱に基づいて行っておりますが、処分の内容といたしましては、破産法や会社更生法、民事再生法等の法令に基づき、滞納者の債務または一部が免除され、債権が消滅したときのほか、滞納者の所在が不明である場合や、無資力またはこれに近い状態にあり、債務を履行する見込みがないと認められるとき、また、滞納者が死亡し、相続財産がない場合で、かつ相続人がなく、または相続人全員が相続の放棄もしくは限定承認をしたため、滞納額の全部または一部が徴収できなくなったときなどにおいて、徴収停止後、時効が成立したものとなっております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、水道料金は2年、下水道使用料は5年というふうに、消滅時効期間に違いがありますが、水道料金につきましては、相手方による時効の援用がない限り、債権は消滅しないことから、決算における貸借対照表上の資産として計上を続けますと、経営状態を正確にあらわしていないといった問題が生じるため、下水道使用料の消滅時効期間であります5年に合わせまして会計上の不納欠損処分を行い、債権が消滅または免除されるまで、簿

外で管理することとしております。

以上でございます。

◆北山委員 ただいまの御答弁の中で、水道料金につきましては、5年で不納欠損処分をして、簿外管理をされるという御答弁だったのですが、わざわざ簿外管理をするという理由は何でしょうか。

通常、不納欠損処分は、イコール債権放棄というふうに理解をするわけですが、
けれども、そうなのか、そうではないのか、その取り扱いに関する理由について、
お示しをいただきたいと思います。

◎大矢水道局長 先ほど申し上げましたとおり、水道料金につきましては、従前の行政実例において、地方自治法の規定による公法上の債権として取り扱われ、消滅時効は5年とされておりましたが、平成15年10月の最高裁の判決を受けまして、総務省は、平成16年に、水道料金の消滅時効は、当該債権が司法上の金銭債権に当たると解されることから、民法第173条第1号の規定により、2年と解釈するとして、消滅時効を従来の5年から2年へ、行政解釈を変更したものであります。

こうした行政解釈の変更によりまして、水道料金につきましては、時効の援用がない限りは債権が消滅しないことになりましたが、その対応策といたしまして、日本水道協会では、平成17年に作成した営業業務マニュアルの中で、水道

料金について、経理処理と債権管理を分離するとの考え方にに基づき、時効期間経過後、会計上は不納欠損処理をし、援用のない債権は放棄せずに別途管理し、その後、債務者が支払い意思を表示した場合は、調定を復活させ、支払いを受けるものと示されております。

こうした取り扱いについてであります。時効期間を経過した債権のように、回収できるか否かが、相手方の自由な意思、いわゆる援用に任されているような料金債権につきましては、実質的な価値に乏しいため、このような回収可能性の極めて低い未収金を回収が見込まれる他の未収金と区別して整理することは、財務諸表において、実質的な資産の額を表示する上で合理的な方法であり、このマニュアルに基づく不納欠損処理が、全国の水道事業者において広く行われているものと考えております。

以上でございます。

◆北山委員 ありがとうございます。

なかなか、一朝で理解しがたい部分もあるのですけれども、今は、そういう協会の営業マニュアルに沿って取り扱いをされているということですので、それを踏まえまして、次に移らせていただきます。

次に、今度は、病院事業会計の不納欠損に至るプロセスについてお伺いをいたします。

まず、病院事業会計における不納欠損額が生じている理由と内訳について、御教示をいただきたいというふうに思います。

◎佐々木病院事務局長 不納欠損の理由とその内訳について、お答えいたします。

医療費が未納となった場合には、市民病院が定める医療費滞納整理事務実施要綱に基づき、医療費の回収を行うこととなりますが、患者が死亡し、連帯保証人、債務相続人がいない場合や、自己破産や居所不明などで、債権放棄や時効が経過したものについては、病院事業会計規則の規定によりまして、不納欠損処分を行っております。

なお、公立病院が行う診療は、私立病院と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は、本質上、私法関係という解釈から、債権の消滅時効期間は、地方自治法第236条に定める5年ではなく、民法第170条により3年となっております。

平成27年度の処分額は、合計で13件の88万1,153円となっており、自己破産によるものが3件で34万285円、死亡によるものが4件で4万7,727円、居所不明で時効を経過したものが3件で4万3,966円、その他が3件で44万9,175円であります。その他の内訳は、文書の送付や電話による督促、訪問を行っても支払いに応じない、または連絡がとれないままで時効が

経過したもので、そのうち1件は、外国人旅行者の44万3,795円であり
ます。

特に、外国人旅行者については、健康保険が適用されず、全額自己負担となり、
入院や手術等になりますと100万円を超える場合もありますが、滞在期間が
短いことや、病状によっては本人と会話できない場合もあり、支払いに向けた交
渉期間が限られ、未納のまま帰国するケースもあることから、対応には苦慮して
いるといった実態もございます。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

それで、この病院事業会計の決算書の18ページを見ますと、不納欠損額につ
きましては貸倒引当金を充当しているということですが、貸借対照表
では、破産更生債権等に充てられるものと未収金に充てられるものの2つが計
上されております。

平成27年度の不納欠損額につきましては、このどちらの引当金を充当して
いるのか、お示しをいただきたいと思えます。

◎佐々木病院事務局長 お答えいたします。

貸倒引当金は、平成26年度の地方公営企業会計制度改正に伴い、計上が義務
づけられたものであり、決算書の17ページの注記事項にも記載してあります

とおり、債権の不納欠損による損失に備えるため、計上しております。

少し専門的になりますが、その計上方法として、未収金につきましては、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権の3つに区分しております。

一般債権は、現年度調定分、また、貸倒懸念債権は、過年度調定分の未収金を対象としており、これらに対する貸倒引当金につきましては、過去3年間における一般債権から貸倒懸念債権へ移行した場合や、未収金が後に不納欠損となった割合などから、将来に必要となると見込まれるものを、流動資産の未収金に対して計上しております。

また、破産更生債権につきましては、患者等が死亡した者や、居所不明や自己破産した者など、将来において不納欠損処分となる可能性の高い未収金で、向こう1年以内に、回収できる見込みが極めて低いことから、流動資産の未収金ではなく、固定資産として扱うもので、同額を貸倒引当金として計上しております。

不納欠損時の会計処理につきましては、前年度に計上した貸倒引当金を充てることとなりますが、先ほど申しあげました歳計区分に従い、平成26年度末において、破産更生債権とした未収金は17件、総額で210万1,745円となっており、このうち、平成27年度に不納欠損処分を行った債権は12件の88万1,003円であり、これらについては、固定資産の破産更生債権等に対して計上した貸倒引当金を充当しております。

また、平成26年度決算時に区分した貸倒懸念債権のうち、相手方の死亡により、平成27年度において不納欠損処分した150円については、流動資産の未収金に対して計上していた貸倒引当金を充当しております。

このように、同一年度に処分する不納欠損であっても、対象となる未収金の区分によって、引当金の計上科目が異なるものであります。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

公的医療機関ということで、市民病院の場合、低所得者など、民間医療機関で受診困難な患者も数多く来院するのではないかと思います。

また、医療費の自己負担分についても、延納や分割等で対応するケースが多いものと推察をいたしますが、できる限り不納欠損に至らないよう、日ごろの徴収事務で配慮などを行っている点があれば、御教示をいただきたいと思っております。

◎佐々木病院事務局長 お答えいたします。

市民病院の医療費は、退院日や外来受診後に支払っていただくこととなりますけれども、支払いができない場合には、収納担当職員や医療ソーシャルワーカーが、医療費軽減などの社会保障制度の利用や分割の支払い方法について相談を受けるなど、患者個々の状況に合わせた対応をしております。

また、未納者の中には、支払いの意思はあるが、病状やその他の事情により、

当日の支払いをせずに帰宅する場合などもありますので、督促を行う前に、再度、納入通知書を送付し、支払いを促すこととしております。その後は、文書による督促や、夜間、休日における電話連絡や訪問、さらには、文書による催告を行うほか、連帯保証人への連絡や納付指導依頼書の送付などを行っているところであります。

また、法的措置として、簡易裁判所における少額訴訟なども考えられますが、医療費は、国税徴収法の例による税などの強制徴収公債権とは異なり、財産調査権や差し押さえなどの自力執行権がないことから、これまでに行った事例はございません。

新たな対策としては、再三の督促や催告を行っても、支払いに応じない未納者に対しては、債権回収業務を専門とする弁護士事務所に回収を委任するなど、可能な限り、不納欠損処分に至らないような取り組みを行っております。また、入院費用などの高額な支払いに対応するため、平成22年から、クレジットカード決済を導入し、利便性の向上にも努めているところであります。

なお、医療の場合は、医師法第19条に、診療に従事する医師は、診察、治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならないという応召義務がありまして、医療費に未納があったとしても、それを理由に診療拒否はできないという背景もあります。

今後も、社会保障制度等の活用や患者個々の経済状況等に応じた対応により、未収金の発生の予防に取り組んでまいります。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

それでは、次に、今、るるお聞きした、それぞれの費目ごとの不納欠損処分のやり方をお伺いした中で、債権管理条例の必要性について、私のほうから、ちょっとお伺いしたいと思うのですが。

今、お伺いしたように、地方自治体が持つ債権には、強制徴収が可能な公債権、それから、同じ公債権でも、先ほどのお話にあった滞納処分が認められていない非強制徴収公債権、それから、完全に民事法で扱われる私債権というものがあるというふうに理解をしております。

このうち、非強制徴収公債権と私債権につきましては、自力執行権を持たないということで、徴収不作為によって不納欠損に至るものを防ぐためにも、最終的には、地方自治法令に基づいて、強制執行等の手続をとる義務が自治体に生じてくるものと思いますが、千歳市で、過去5年以内に、このような形で強制執行に踏み切ったケースがあれば、債権の費目と件数、執行額について、ちょっと、私も、項目がかなり残っていますので、端的に御答弁をいただければと思います。

◎牧野総務部長 強制執行に踏み切ったケースはありません。

◆北山委員 わかりました。

地方自治法第240条第2項の規定では、普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところによって、その督促、強制執行、その他、その保全及び取り立てに関し、必要な措置をとらなければならないというふうにされておりますが、民法の適用を受ける私債権の場合は、債権によって時効期間も異なるということで、一般市民はもとより、実際に、徴収業務を担当している自治体職員でも、業務外の債権については、恐らく理解しがたい状況にあると思われま

す。現実には、市に対して、複数の債権を持つ滞納者が少なからずいると思われるわけですけれども、破産申し立ての場合などを例にとると、本人のミスや勘違いから、往々にして、一部の債権の申告漏れとかを起こすことがあって、裁判所から免責許可が下って、片方では不納欠損処分が行われているのですけれども、別の費目では、催告書が送られていたりするということがあり得るというふうに感じております。

このように、市と市民双方の逸失利益を防ぐという意味合いと、公平負担の原則に照らした円滑な徴収事務を行うというために、一元的な情報管理と統一したルールづくりが、どうしても必要になってくるというふうに思うわけですけれども、千歳市においても、私は、こういうことを包含する債権管理条例の制定が、喫緊の課題だというふうに考えておりますが、その点についての御所見を伺

いたいと思います。

◎牧野総務部長 債権管理条例の必要性であります。市が保有する債権は、市税のほかに、使用料や手数料、貸付金等、さまざまな債権があります。また、基本的には、適用の法令といたしましては、地方税法のほか、地方自治法や地方自治法施行令であります。その条文を読み解かなければ、なかなか理解ができないというのが実態にあります。

条例化の検討につきましては、庁内組織で千歳市収入対策検討会議を設置しております。この会議の中で、何回か検討をした経緯があります。それで、結論的には、条例化までには至っていないのですが、債権管理の一層の適正化というのは、水道料金や病院に係る医療費の関係で、私債権というところが明確になったことから、より明確にする必要があるのではないかという課題がありますので、この検討会議で、再度、検討していただき、条例化について検討してまいりたいと考えております。

◆北山委員 今、条例化について検討をしていくという御答弁でございましたけれども、大体、いつまでというめどとか、どこが中心となってというようなところまで、今、お答えいただけますでしょうか。

◎牧野総務部長 中心となる部局でありますけれども、債権条例の目的によると思います。そして、債権の適正管理のほかに、収入の確保や歳入の確保という

点もあります。また、ある面では、出納の整理というところもありますし、さらに、組織のあり方にまで検討をしなければいけないというところもありますが、基本的には、総務部が中心となって取りまとめていきたいと思っております。

時期につきましては、来年度に向けて進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

◆北山委員 徴収可能なものは、強制執行の行使を含めて、遅滞なく回収して、また、回収不能と確定したものは、速やかに不納欠損処分を行うということで、めり張りのある事務執行が可能になると思いますので、期限を定めて、遅滞なく条例制定をしていただくようお願いを申し上げまして、次の質疑のほうに移らせていただきます。

大項目の2番目、歳出について、中項目1、不用額についてお伺いをいたします。

今回、決算説明書の事項別明細の中から、私自身が、執行率50%以下の費目を抜粋いたしました。漏れがあるかもしれませんが、全部で137節、そのうち、執行額ゼロのものが42節ございました。

言うまでもなく、厳しい財政事情を抱えながら、多くの自治体が予算の適正執行に努めております。当市も、適正な予算配分に努められているものと思っておりますけれども、今般、比較的、執行残額の多いもの、あるいは、執行率が低い

と思われるものの中から3つほど抜粋をさせていただきましたので、それぞれの予算の執行概要と不用理由を、端的にお示しいただきたいと思いをします。

まず1点目、決算説明書の180ページ、2款1項14目12節の基地費の中の役務費でございます。平成27年度予算で152万8,000円、そのうち不用額が108万3,000円、執行率にして29.9%となっております。前年の平成26年度も18.5%、前々年度が38.5%という執行率で、いずれも、ちょっと低いのではないかと思います。内容についてお伺いをいたします。

◎千葉企画部長 お答えいたします。

この使途目的は、基地等の役務費でございますが、この費用の目的といたしましては、自衛隊の訓練において、事前に、市民に周知を必要とする訓練内容について、市民の皆様へ広報する予算となっております。その事務費といたしましては、施設区域取得等事務受託事業費と在日米軍再編対策事業費の2本立てとなっているところでございます。

初めに、1つ目の施設区域取得等事務受託事業費については、千歳基地航空祭の事前飛行訓練の周知として、平成27年7月の市民カレンダーに、お知らせ文書の号外として折り込んでおります。

当初予算は、用紙サイズをA3として21万円を予算計上しておりますが、お知らせする内容が、A3ではなくてA4サイズの周知で可能になったというこ

とから、A4サイズの折り込み手数料13万8,880円を支出し、結果として7万1,120円の不用額が生じたところでございます。

2つ目の在日米軍再編対策事業費は、航空自衛隊の米軍再編を伴う訓練移転の2回分、陸上自衛隊の日米共同訓練の1回分、合計で3回分の訓練を当初に想定いたしまして、市民周知の経費として計上しています。

平成27年の訓練といたしましては、再編の訓練移転が本年1月に行われている1回でございまして、その経緯といたしまして、国からは、訓練の3週間前に公表された訓練計画の概略版を1月の市民カレンダー号外でお知らせし、訓練の1週間前に公表された具体的な訓練計画につきましては、広報ちとせと市民カレンダーの発行に間に合わなかったことから、新聞5紙で市民周知を行いまして、これらの文書の折り込み手数料で30万6,160円を支出し、先ほども言いましたように、このほかの訓練が実施されませんでしたので、結果といたしましては101万1,840円の不用額が生じたものでございます。

そのため、不用額といたしましては、2つを合わせまして108万2,960円となったところでございます。

以上であります。

◆北山委員 それでは、次に、決算説明書の218ページ、3款2項1目3節の児童福祉総務費の職員手当等、平成27年度予算額は217万3,000円です

が、執行額ゼロとなっております。この内訳についてお示しください。

◎原保健福祉部長 お答え申し上げます。

当該予算の子育て世帯臨時特例給付金給付事業は、消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う負担を軽減するため、子育て世帯に給付金を支給したものであり、非課税世帯に給付を行った臨時福祉給付金給付事業と合わせて、全額を国庫補助により実施している事業であります。

平成27年度の当初予算におきましては、平成26年度の事務執行状況を踏まえまして積算を行っておりますが、平成27年度の事業の実施段階におきまして、前年度の事務経験を踏まえ、書式の簡素化、それから、対象者の抽出作業の効率化などにより、さまざまな事務改善を行いまして、時間外勤務手当が相当に縮減されたものであります。

また、子育て世帯臨時特例給付金給付事業と臨時福祉給付金給付事業は、2つの業務を同じ担当者が並行して行っておりまして、これら業務に係る時間外手当につきましては、臨時福祉給付金給付事業費から執行しておりまして、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費からは執行しなかったことから、不用額が生じたものであります。

この事業につきましては、全額国庫補助の事業ではあります。が、不要な費用については執行していないということでもあります。

以上であります。

◆北山委員 それでは、最後に、8款6項1目1節の宅建指導費の報酬予算額の10万3,000円、これも執行額がゼロになっております。同じく、19節の負担金、補助及び交付金の予算額203万円につきましても、不用額で194万3,000円が出ておりました、執行率4.3%となっておりますが、その内訳をお示しいただきたいと思っております。

◎伊賀建設部長 お答えいたします。

初めに、宅建指導費における部分でございますけれども、これにつきましては、本市では、建物の高さが10メートルを超える中高層建築物の建設に係る紛争の防止と居住環境の保全を目的として、千歳市中高層建築物の建築に関する指導要綱を定めておりました、その中で、対象建築物に関して紛争が生じた場合に、まずは当事者間で自主的に解決していくことが前提でございますが、当事者間による自主的な解決に至らない場合は、紛争当事者からの求めに応じまして、市による紛争の調整を行うことができることとなっております。

それでもなお、解決が困難であると認められた場合には、紛争当事者間の合意に基づきまして、千歳市中高層建築物紛争調整委員による紛争の調整を行うことができることとなっております。それで、本市では、この委員として3名に委嘱をしているところでありまして、紛争の調整に資する報酬として条例に定め

ており、日当に応じて、年間に6回の開催を想定しまして10万3,000円を計上していたところでございますが、平成27年度におきましては、この紛争の調整がなかったことから、全額不用となったところでございます。

次に、宅建指導費における負担金、補助金及び交付金についてでございますが、当初予算の中におきましては、宅建指導業務経費と建築物耐震改修促進業務経費に分けて、おのおの計上しております。ここでは、合算して申し上げますが、全国建築審査会協議会負担金、また、日本建築行政会議負担金として7万1,000円、また、住宅建築物耐震改修等の事業補助金として190万円の合計203万円を計上していたところでございます。

このうち、決算におきましては、2つの会議負担金として、全国建設審査会協議会負担として9,000円、また、日本建築行政会議負担金として5万円、会議負担金として2万8,400円の合計8万7,400円を支出しておりまして、残り194万2,600円を不用額として計上しております。

不用額のうちの4万2,600円につきましては、会議、研修費の負担金における不用額であり、予算時においては、次年度の会議や研修の参加を見込んで計算しておりましたけれども、当該研修会が開催されなかったものもありますことから、不用額が生じたものでございます。

また、残りの190万円につきましては、耐震診断費の補助事業として、1件

当たり4万円を10件分、また、耐震改修費の補助額として、1件当たり30万円を5件分で、計190万円を見込んでおりましたが、平成27年度につきましては、診断、改修の申請がなかったことから不用額となっております。

以上でございます。

◆北山委員 ありがとうございます。

今、予防的見地、あるいは、やむを得ない事情により予算が執行できないというような事情はわかりますけれども、数字だけを見ますと、なぜ、これだけの執行残が残るのか、一目ではわからないところもございますので、今後とも、効率的な予算執行に努めていただきますよう、お願いを申し上げます。

続きまして、大項目の3番目に移ります。水産振興費について、事項別明細で267ページ、事業概要では405ページになります。

この中で、19節負担金、補助及び交付金のうち、中項目1の支笏湖産ヒメマス販路拡大等支援事業費、並びに中項目2の支笏湖産ヒメマス冷凍設備等購入支援事業費につきまして、昨日の山口委員の質疑と重複する部分を除いて、関連いたしますので、2つの事業費を一括して質疑をさせていただきたいと思えます。

まず1点目ですが、本事業の実施効果等についてです。

当該事業は、平成26年度の繰越明許費として、国の地域活性化・地域住民生

活等緊急支援交付金を充当し、昨年度の第1回定例会に補正が計上されておりますが、いま一度、本事業が採択に至った経過についてお示しください。

◎小田観光スポーツ部長 お答えいたします。

採択に至った経過についてであります。今回の国の交付金を活用した支笏湖産ヒメマスのブランド化等を目的とした2事業につきましては、第6期総合計画で掲げております観光都市として、特産品を活用した商品の開発や支援による食の魅力づくりに係る施策となっております。

申請の理由といたしましては、当市の観光資源である支笏湖のヒメマス釣りの解禁期間が、漁業資源確保の観点から、毎年6月から8月までの3カ月間で、鮮魚の提供は、その期間に限定されていたことから、支笏湖漁業協同組合の集約化と通年販売、さらに、ヒメマスを活用した新たな商品等を含めた販路拡大のため、漁業協同組合とともに、ヒメマスのブランド化を図ろうとしたものであります。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

それで、販路拡大等支援事業費において、受け皿として支笏湖漁協を選択された理由について。

それから、ヒメマスのPR動画やホームページ、広告、ポスター、チラシ等、

これらの内容については、昨日、山口委員のほうも質疑をされておられましたが、これらのPR媒体のターゲットと、どういうコンセプトで作成されたのかという点について。

また、ホームページがいつから公開されて、冷凍設備等で購入した冷凍庫は、いつから供用開始されたのか、それぞれ教えてください。

◎小田観光スポーツ部長 この補助金に関して、支笏湖漁業協同組合を受け皿として選択した理由についてでありますけれども、同組合は、ヒメマスの漁業権を持ち、直接、ヒメマスを取り扱うことで、ヒメマスに関して深い知見を有し、以前から、PR等の各種取り組みを実施しておりますので、継続して事業を実施することが効果的との判断から選択したものであります。

PR媒体についてでございますけれども、支笏湖を訪れる観光客をターゲットに、天然のヒメマスの魅力をアピールすることにより、支笏湖の知名度向上や観光客の増加につながる事など、交流人口の拡大をコンセプトとして作成したものであります。

また、ホームページにつきましては、リニューアルを実施いたしまして、本年3月末から公開されております。冷凍設備等につきましては、平成27年5月に納品となりまして、翌6月のヒメマス釣りの解禁に合わせ、供用を開始しております。

以上です。

◆北山委員 ありがとうございます。

それで、昨年の決算特別委員会でも、私、ちょっと触れたのですが、札幌市で秋に開かれておりますオータムフェストで、古平町のヒメマスが、ことしも3週にわたって販売されておりました。私も行って、実際に食べてみましたけれども、昨年と同様、15名から20名程度の長蛇の列ができていたというところがございます。

古平町のヒメマスは、テレビ等のメディアでも数多く紹介されておまして、そのほか、道内各地のイベントにも積極的に参加をして、その知名度を着実に伸ばしているという印象がございます。

これまで、支笏湖産のヒメマスの地位は、北海道内では長く独壇場であったというふうに思うわけですが、今のこの状況は、危機的なところにあるというふうに感じますが、この点について、市として、どのように受けとめていらっしゃるのか、現状認識を伺いたいと思います。

◎小田観光スポーツ部長 古平町産のヒメマスについて、関連しての御質問でございますけれども、古平町のヒメマスは養殖であります。地元の商店さんが、長年の努力の末、安定した養殖事業として確立され、各地のイベントや通販、レストランなどに多く販売されていることは、よく承知しております。

一方で、支笏湖産のヒメマスにつきましては、水質日本一の支笏湖の天然ヒメマスは、夏の風物詩としても広く知られておりまして、その味覚についても高い評価を受けていると。そして、ことしの支笏湖紅葉まつりにおきましては、ヒメマス汁に、販売開始の1時間前から、100人以上の方が並び、30分程度で300杯が完売したところであり、多くの方に喜ばれたところでもあります。知名度の度合いに関しては、承知してはおりませんが、ヒメマスという魚が注目されることは、好ましいと考えております。

当市といたしましては、天然の支笏湖産のヒメマスの魅力をさらに多くの方々に知っていただき、支笏湖を訪れていただくことが重要と考え、ヒメマスのブランド化に向けたPRなどに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

◆北山委員　それで、昨年8月8日に、道の駅サーモンパーク千歳並びに千歳水族館がリニューアルオープンをしたところではありますが、この支笏湖産ヒメマスの希少価値、あるいは、おいしさを広く周知して、ヒメマスのブランド化を図るという、この事業の趣旨に照らしますと、まさに、このリニューアルオープンに合わせてヒメマスの塩焼きなどを提供するなど、プロモーションを行うには絶好の機会であったというふうに感じております。

ただ、どうも私が見た限りでは、そういうようなプロモーションが幅広く行わ

れていたという印象はございませんでしたが、そういったことをやるという意図がなかったのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

◎小田観光スポーツ部長 昨年度の道の駅のオープン時のヒメマスのPRについてでございますが、委員がおっしゃるとおり、非常に効果的なプロモーションではなかったかと考えておりました、支笏湖産のヒメマスの塩焼きを提供しようとして、支笏湖漁業協同組合と協議、調整しておいたものでありますけれども、塩焼きに適したサイズのヒメマスが確保できず、実施できなかったという経過があるものであります。

以上です。

◆北山委員 大変に残念だなという印象があります。

それで、昨年3月4日に開かれた補正予算特別委員会において、当会派の落野委員の質疑に対する答弁において、当時の佐野観光スポーツ部長が、ヒメマス釣りの解禁期間が6月から8月までの3カ月間に限られており、平成26年度の釣獲数の約16万尾の全般にわたる漁協への集約と、禁漁期間である9月から翌年5月までの通年供給を目指すという趣旨の答弁をされております。

予算計上時の説明にございましたけれども、冷凍庫を導入することで、ヒメマスを保存し、通年の販路拡大につなげるという本事業を通じて、市外の市場に流通している約13万尾のヒメマスを、漁協へ集約化が図れるというロジックが、

私としては、ちょっと理解できません。この250万円の予算で、こういうことをやろうという意図があったのかどうか、わからないところがありますので、漁協で、どのようにヒメマスの集約化を図ろうというふうに、そのとき考えられていたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

◎小田観光スポーツ部長 お答えいたします。

支笏湖漁業協同組合の集約化についてであります。支笏湖では、長年にわたり、地域のそれぞれの遊漁者が、独自のルートでヒメマスの流通を行ってきたという事情などもあり、集約化については、関係者との合意形成も含めて、将来的な課題と認識しておりますが、平成25年度と平成26年度の釣果が好調であったことから、冷凍設備の導入により、一定程度の漁獲については、組合により集約できるものと考えていたところであります。

しかしながら、その後の釣果が思わしくなかったことから、今年度においては、結果として冷凍ストックは確保できないという状態であります。

このことから、引き続き、内水面水産試験場の助言をいただきながら、漁業協同組合と連携し、資源保護対策に取り組んでいるところでありますが、今後におきましては、さらなる集約の促進を図るため、支笏湖の遊漁者が、漁業協同組合を通して流通を行っていただくためのインセンティブの一つとして、支笏湖産のヒメマスについて、地域団体商標の登録を行い、ブランド化により付加価値を

高めてまいりたいと検討しているところであります。今後の実施に向けまして、同組合と協議を進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

◆北山委員 昨日の山口委員の質疑における答弁を聞いておりまして、昨年度は、約7万7,000匹弱の釣獲数でしたが、その中で、冷凍庫にストックできたのは714匹というお答えだったと思います。

単純に、率だけで見ますと、最盛期の16万尾を仮に釣獲したとしても、率で換算しますと、ストックできる数が1,500匹程度にしかならないと。全然、1万尾が保管できる冷凍庫に対して、ストック量が余りにも見込めないのではないかなという印象があるわけですが。

これで、今後、事業として成り立つのかどうか、その辺については、どのような見込みを持っておられますか。

◎小田観光スポーツ部長 16万尾、それから13万尾という数字が出てきておりますけれども、この数字は、実際に冷凍庫にストックする数字というわけではありまして、13万尾を漁業協同組合が一元化して取り扱うという数字でございます。

また、昨年度と今年度の釣果が少ないといったことに対して、懸念も十分にあるとは思いますが、この辺につきましても、今後、資源の確保や集約の仕方、それから、遊漁者からの買い入れの方法などを踏まえて、そういった方策を

漁組の方々と検討をしながら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それが、実際に採算ベースに乗るのか、すぐに乗るのかといったことであれば、非常に難しいというような感じで私どもは受けとめておりますけれども、将来的に、そういった漁組での一元化というものを目指して、今後、ブランド化などを通じて、付加価値を高めて集約を図っていきたいと、このように考えているところであります。

以上です。

◆北山委員 私も、千歳で生まれた者として、この千歳で、唯一、ナンバーワンと言える地元の産品というのは、このヒメマス、チップだというふうに感じておりますので、やはり、これを千歳ブランドとして絶対に守るという気概を持っていただいて、今後の事業のほうを、ぜひ進めていただきたいというふうに、最後にお願いをいたします。

それでは、大項目4点目、千歳市決算等審査意見書、中項目1、監査委員の意見についてお伺いをいたします。

この決算等審査意見書につきましては、非常にコンパクトに決算概要がまとまっておりまして、私も、今回の質疑に当たって大いに活用させていただいたところであり、感謝を申し上げたいと思います。

ただ、一つ、ちょっと注文があるのですが、これが決算概要説明書という名目の冊子であれば、まさに内容的には、必要にして十分ということに感ずるわけですが、決算等審査意見書という観点から見ますと、内容のほとんどが決算概要の説明のみで、意見も、各会計決算の結びに、わずか数行が記載されているというのみであり、大変に物足りないという印象を強く持ったところであります。

せめて、各款ごとに監査意見を加えていただきたいと望むところですが、これについてはいかがでしょうか。

◎松田監査委員 お答え申し上げます。

決算等審査意見書の記載方法についての御質問についてであります。決算審査につきましては、まずは、計数に間違いがないか、支出命令等に符合しているか、収支は適法であるか等を主眼として実施することとされております。このことに関する審査の結果につきましては、一般会計、特別会計及び基金運用状況については審査意見書の9ページに、公営企業会計については99ページに、それぞれ審査の結果の項目として記載をしているところであります。

この審査の結果の次ページ以降につきましては、決算の概要について記載するとともに、これを分析し、所見を結びとして記載をしております。

決算等審査意見書の要件や形式につきましては、法令等において特段の定め

はなく、これまでと同様の形式により作成をしており、特に9ページと99ページに記載した審査の結果は、民間企業の財務諸表監査において、決算の適正性を保証する監査人の意見と言われるもので、決算審査として欠くことのできない最も重要なものとされています。

一方、決算概要の分析等に関する記載の必要性につきましては、決算審査の対象は、決算書の適正性にとどまるとする消極論と、予算執行や行政運営などの妥当性まで立ち入って審査すべきであるとする積極論があるということで、承知はしております。

それで、御質問にあった、決算概要に関する分析における各款ごとの意見の記載についてであります。現在、国において、監査委員制度のあり方について議論がされております。あわせて、全国都市監査委員会におきましても、監査基準や監査方法の見直しについての検討が行われているところでありまして、これらの動向を注視するとともに、ただいま申し上げました決算概要の分析等の必要性に関する議論などにも配慮しながら、限られた期間において、何を重点として審査を行うのか、また、決算等審査意見書の形式をどのようなものにするのか、よく研究してまいりたいと考えております。

◆北山委員 地方自治法では、監査委員の責務として、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する

というふうに書かれております。もちろん、ただ、会計的、金目的に、ちゃんと間違っていないよというところのチェックだけじゃなくて、その経営自体が、当初の目的、あるいは予算が適正な額なのかというような点も含めて、きちんと考察するという責務を負っているというふうに感じます。

そこで、今の説明を聞いていて、ぜひ、申し上げられた積極論のほうで書いていただきますと、この審査意見書がますます生きてくるというふうに感じますので、そのようにお願いをしたいと思います。

本書の作成に当たって、収納状況並びに年度内に特殊な事情がなかったかどうか、収納担当課の各課長に対して、ヒアリング等を行っておられるでしょうか、いかがでしょうか。

◎松田監査委員 お答え申し上げます。

決算等の審査におきましては、まず、市長より、決算書等が審査に付された後、決算に関する資料の提出を各所管課に求め、限られた期間の中で、計算に間違いがないか、支出命令等に符合しているか、収支は適法であるかなどを主眼として審査の作業を行っております。

この決算審査の作業工程の中におきまして、収納担当課長などに対し、特にヒアリングの場を設けてはおりませんが、収納状況に限らず、決算書等の計数に関し、疑義が生じた場合や、前年度と比較して大きく増減している場合などにおき

ましては、個別に所管課に対し、その原因などについて照会を行っているところでございます。

以上であります。

◆北山委員 余談ということになるのですが、今、おっしゃられていた結びの部分ですが、決算意見書の80ページの冒頭のところに、今回、市税の不納欠損のことについて触れられております。きのう、神田委員が、質疑の中で触れた市税の不納欠損額について、市税の不納欠損額が、前年度に比べて7,457万7,000円、212.1%が増加し、1億974万1,000円となっているが、今後の不納欠損処分についても厳正に対処されることを望むというふうに記載をされています。

きのうの神田委員の質疑の中で、7,112万9,000円でしたか、航空会社の破綻に伴う航空機の償却資産に係る部分だという答弁が、総務部長のほうからあったと思います。

それで、これは、厳正に対処してくださいと書いているのですが、一地方自治体の徴税吏員が航空会社の破綻を防ぐというのは、どうやってやるのだという話なのですね。この中に、こういうふうに書いていますけれども、単純に、不納欠損処分は厳正にやってくれと書いていますけれども、やはり、自助努力でできる部分とできない部分、そういったものが含まれていると思います。

こういうところで、この部分は、やむを得ない部分と理解をするけれども、この中には、もっと的確に滞納処分等を行うことにより、不納欠損を防げるものが、まだあるというふうに理解をするので、その部分については、厳正な対処を望みたいという意見であれば、内容的に理解をするわけですが。

そういったところで、市民にも的確に概要が理解できるよう、より客観的で具体性のある意見を記していただきたいと望むところでありますが、最後に、その点について御見解を伺って、終わりたいと思います。

◎松田監査委員 今、不納欠損を特化した形での御質問でございましたけれども、この決算等意見書の全体的な構成といたしましては、ごらんになっており、前段に、国における経済状況、地方財政計画の状況、本市の予算の状況、次に、決算の状況といたしまして、普通会計ベースにおける財政諸比率、一般会計における歳入及び歳出、特別会計における歳入及び歳出について、総括して、最後に所見を記載しております。

この結びにつきましては、各年度における計数等のもとより、特筆すべき事項等を盛り込みながら記載をしておりますが、今、申しあげました構成につきましては、例年、統一性を持たせており、また、所見につきましては、結びという性質上、総括的な記述としております。

客観的で具体性のある意見について記載してはどうかということでございます

すけれども、いただきました意見も踏まえまして、全国的な監査制度の見直しの動向がございますので、それらも注視しながら、決算審査の主眼等を十分に踏まえた上で、決算等審査意見書における結びの位置づけや記載方法について、よく検討してまいります。

◆北山委員 今後、改善も検討していただけるということですので、より一層、内容の濃い冊子となりますことに期待を寄せまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○山崎委員長 これで、北山委員の質疑を終わります。